

尾張旭市立地適正化計画 概要版

1 立地適正化計画の概要と策定目的

立地適正化計画は、中心拠点、生活拠点への暮らしに必要な都市施設の集約や、拠点周辺や公共交通沿線への居住の誘導といった立地について、将来を見据えた方針を示すとともに、公共交通と連携して生活サービスが持続的に効率よく提供される住みよいまちの姿をめざす包括的なマスタープランです。

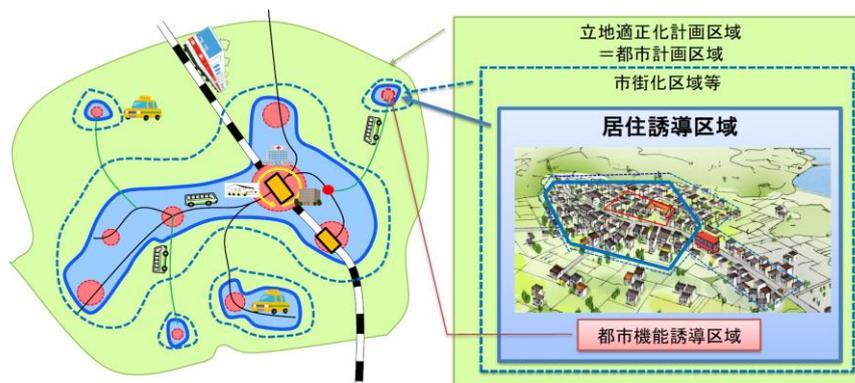


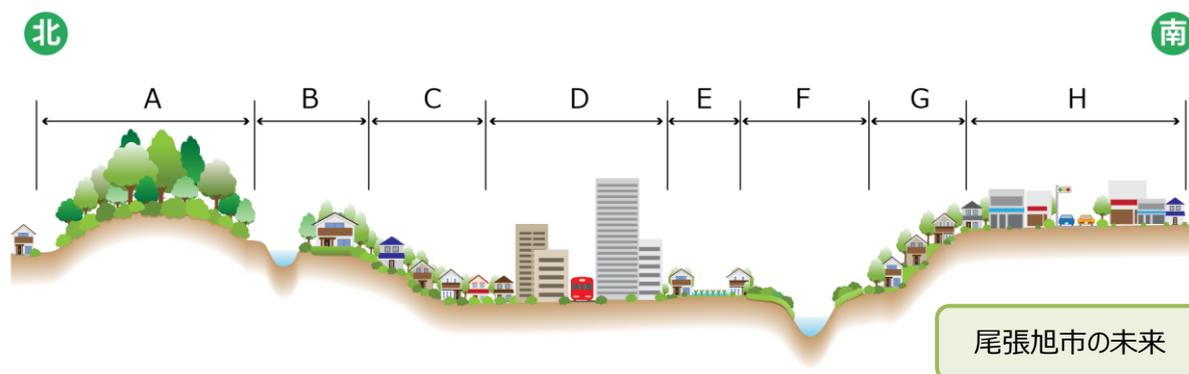
図 立地適正化計画で定める区域のイメージ (資料：国土交通省)

尾張旭市（以下「本市」という。）は、名古屋市近郊の住宅都市として発展してきました。

将来的な人口減少や少子高齢化の進行は、本市においても例外ではなく、効率的な行政サービスの提供を図るため、都市のコンパクト化を進める必要があります。

こうした中、本市における都市のコンパクト化は、森林や農地等の自然と近接した暮らしや、駅周辺等の利便性の高い暮らしなど、地域の持つ個性が際立った多様な暮らしの実現にもつながります。

このため、本市が持続的に発展し、選ばれる都市となることをめざし、立地適正化計画を策定します。



- (A)深い緑に彩られた、市民が集う憩いの森林空間
- (C)暖かな陽光と眺望を楽しむ、のびのび子育てできる暮らし
- (E)多様な生き物を育む農のある、のどかな暮らし
- (G)吹き抜ける風と見晴らしを楽しむ、坂のある暮らし

- (B)自然を身近に感じられる、やすらぎのある暮らし
- (D)生活に便利で快適、歩きたくなるまちなか暮らし
- (F)緑や水辺にふれあえる、うるおいのある暮らし
- (H)周辺都市へのアクセスにも優れた便利な暮らし

2 立地適正化計画の区域及び計画期間

【計画区域】 尾張旭市全域

【計画期間】 令和 24 年（2042 年）までの 20 年間

3 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

本計画におけるまちづくりの方針を以下のとおり定めます。

居住の視点	●誰もが住みやすく、安全・安心に暮らすことができる住環境の形成を図り、 居住地として選ばれるまちづくり を進めます。
都市機能の視点	●生活利便性の高い都市機能を維持し、都市としての魅力や活力の創出を図り、 いきいきと元気な拠点づくり を進めます。
交通ネットワークの視点	●高齢化に対応した公共交通の維持、コンパクトな都市の特性を活かした交通環境の充実を図り、 歩いて出かけたくなるまちづくり を進めます。

4 めざすべき都市の骨格構造

めざすべき都市の骨格構造は、「都市の拠点（中心拠点、生活拠点）」と、それぞれの居住地から拠点にアクセスするための「公共交通ネットワーク（基幹的な公共交通軸等）」で構成します。

都市の拠点

- 行政機能の中心である尾張旭駅周辺や、にぎわいの中心としての潜在性がある三郷駅周辺は、「中心拠点」に位置付けます。
- 印場駅周辺や旭前駅周辺は、周辺地域の生活利便性を支える「生活拠点」として位置付けます。

公共交通ネットワーク

- 名鉄瀬戸線（鉄道）及び国道 363 号のバス路線は、基幹的な公共交通軸に位置付けます。
- その他の名鉄バス、名古屋市営バス、市営バス「あさび一号」の路線は、補完的な公共交通サービスに位置付けます。



図 めざす都市の骨格構造

5 誘導方針

まちづくりの方針・めざすべき都市の骨格構造を実現するための誘導方針を以下のとおり定めます。

表 居住誘導・都市機能誘導の方針

居住誘導の方針	都市機能誘導の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・交通利便性が確保された地域や、既に都市機能が立地する地域周辺への居住の誘導を図ります。 ・居住を誘導する地域の周辺では、森林、水辺、農地等の豊かな自然と調和したゆとりとうるおいのある環境の維持、向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名鉄瀬戸線各駅を中心に名鉄瀬戸線の沿線地域への都市機能の誘導を図ります。 ・中心となる各駅の特徴に合わせた都市機能を誘導し、都市の魅力や活力の創出をめざします。

6 居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定

居住誘導区域・都市機能誘導区域の基本的な考え方と区域の設定範囲は、以下のとおりです。

表 基本的な考え方と区域の設定範囲

居住誘導区域	基本的な考え方	居住誘導区域は、人口減少社会にあっても、人口密度を維持し、緩やかに居住を誘導していくための一定の区域です。
	区域の設定範囲	土砂災害特別警戒区域及び工業地域を除く市街化区域の全域
都市機能誘導区域	基本的な考え方	都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において、人が集まりやすい拠点（中心拠点や生活拠点）の周辺に、商業等の都市機能を維持・確保することで、効率的に生活サービスを受けられる区域です。
	区域の設定範囲*	【中心拠点周辺(尾張旭駅・三郷駅周辺)】 駅を中心からおおむね半径 800m圏内 【生活拠点周辺(印場駅・旭前駅周辺)】 駅を中心からおおむね半径 500m圏内

※具体的な区域の境界は、土地利用状況や勾配等を考慮し、主に地形地物を参考に設定しています。

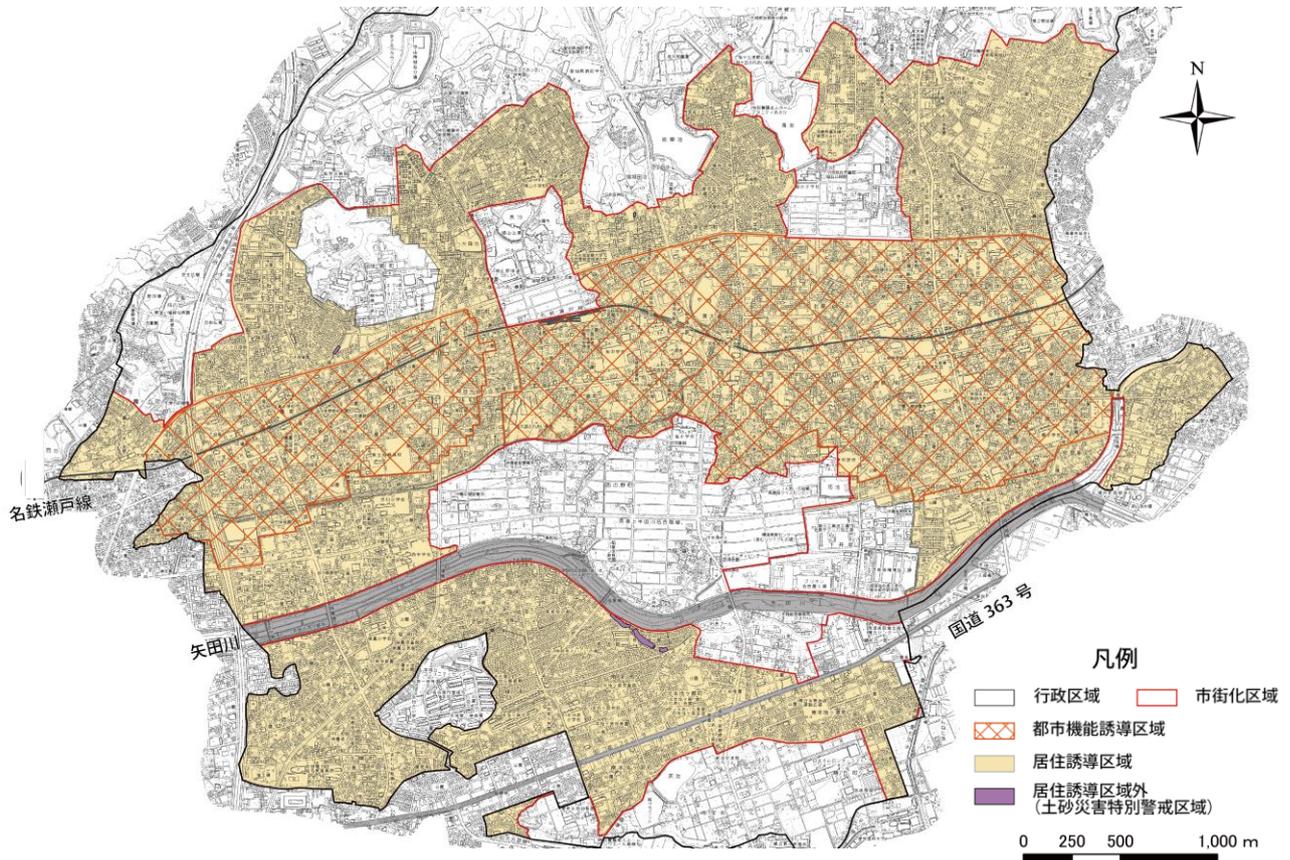


図 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

7 届出制度

各誘導区域内では、一定の開発又は建築等について、市への届出が必要になります。

居住誘導区域	都市機能誘導区域
<p>【居住誘導区域外に関する届出】</p> <p>★開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ○ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ○ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為 <p>★建築行為等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ○ 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 ○ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅及び人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものとする場合 	<p>【都市機能誘導区域外に関する届出】</p> <p>★開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合 <p>★建築行為等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ○ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ○ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 <p>【都市機能誘導区域内に関する届出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合



詳細は、市ホームページ等で公開している「届出制度について」をご参照ください。

8 誘導施設の設定

誘導施設は、都市全体の子育て、高齢者福祉、医療、商業等の各施設の充足状況や配置状況を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便のため、都市機能誘導区域内において、将来にわたって維持・確保をめざす施設です。

表 誘導施設（各拠点に集約する施設）

分類	誘導施設	中心拠点		生活拠点
		尾張旭駅 周辺	三郷駅 周辺	印場駅・ 旭前駅周辺
行政機能	市役所	◎ ^{※1}	○ ^{※1}	○
障がい者（児） 福祉機能	障がい者基幹相談支援センター	◎	○	○
子育て支援機能	子育て支援センター	◎	○	○
商業機能	店舗面積3,000㎡を超える食料品スーパー等 ^{※3}	○	◎	○
医療機能	一般病床20床以上の病院	◎	◎	◎
教育・文化機能	図書館、文化会館、総合体育館	◎	○	○
交流拠点機能	交流拠点施設 ^{※3}	◎	◎	○

なお、地域包括支援センターや保育所など、地域に根ざしたサービスを提供する施設は、居住誘導区域を含めた地域全体で現状の水準での維持・確保を図ります。

※1：◎印は重点的な誘導、○印は誘導
 ※2：食料品を販売する商業施設（ドラッグストア含む）
 ※3：多くの市民が集い、様々な活動や交流を促進するための施設

9 誘導施策

居住や都市機能の誘導を図り、将来にわたって選ばれる都市としての発展をめざすため、以下の誘導施策を実施します。

◆ 居住の誘導に関する施策

施策の例
多様な居住ニーズへの対応
質の高い住環境づくり
安心して楽しく子育てできる環境づくり
安全・安心な都市基盤づくり
都市のスポンジ化への対応
届出制度の運用

◆ 交通ネットワークに関する施策

施策の例
交通結節機能の強化及び施設整備の推進
国道 363 号沿線の利便性の維持・向上
南北を結ぶ公共交通ネットワークの連携強化
誰ひとり取り残さないための移動手段の確保・充実
持続可能な地域公共交通サービスの確保
安全で快適な歩行者・自転車通行空間の整備

◆ 都市機能の誘導に関する施策

施策の例
都市機能誘導区域内での誘導施設の維持・確保 (既存の公共施設の維持・確保、商業施設や医療機関が立地しやすい環境づくり)
拠点の特色に応じた都市機能の維持・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・尾張旭駅周辺地区 (市の中心拠点としての都市機能の確保、誰もが利用しやすい歩行環境の整備) ・三郷駅周辺地区 (三郷駅周辺まちづくりの推進、駅前広場・自由通路・駐輪場等の整備) ・印場駅・旭前駅周辺地区 (生活サービス施設の維持・確保、誰もが利用しやすい歩行環境の整備)
届出制度の運用

10 計画の評価と進行管理

(1) 目標値の設定

施策の達成状況を評価するため、居住誘導区域内及び都市機能誘導区域内の状況を捉える以下の目標値を定めます。

表 本計画における目標値

評価指標	現況値	中間値 (令和 14 年 (2032 年))	目標値 (令和 24 年 (2042 年))
居住誘導区域内の人口密度	68.7 人/ha [※]	68.2 人/ha	65.2 人/ha
誘導施設の施設数	10 施設	10 施設以上	10 施設以上

※人口密度の現況値は、令和 2 年実施の国勢調査の小地域等に関する確定値が未公表であることから、平成 27 年国勢調査結果を基に算出しています。

(2) 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、施策の確実な実施と目標値の達成度を踏まえ、おおむね 5 年ごとに継続的に計画の評価を行います。

また、社会情勢変化、上位・関連計画の策定状況など、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

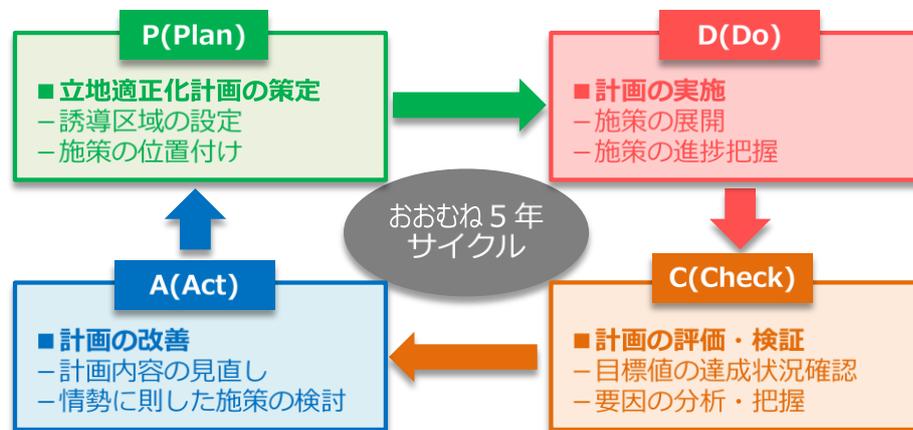


図 PDCA サイクルのイメージ

11 安全に対する取組(防災指針)

居住誘導区域内における安全・安心な居住環境を維持・確保するため、降雨による洪水浸水や土砂災害等への対策に重点を置き、ハード・ソフト両面から着実に取り組むべき防災・減災対策を定めます。

表 安全に対する取組体系

災害リスクの回避		<ul style="list-style-type: none"> ■ 【土砂災害】 土砂災害特別警戒区域における居住の制限 ※居住誘導区域からの除外
災害リスクの低減	ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【洪水】 洪水被害の減少に向けた施設整備 ■ 【洪水】 公共下水道事業の促進
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 【内水】 【ため池】 調整池やため池の貯水等機能の維持確保 ■ 【内水】 透水性舗装の整備促進
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 【土砂災害】 土砂災害防止対策 ■ 【土砂災害】 大規模盛土造成地対策
	ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 【全般】 防災体制づくり ■ 【全般】 児童生徒等に対する防災教育 ■ 【全般】 要配慮者施設等の避難確保計画の作成支援
<ul style="list-style-type: none"> ■ 【全般】 ハザードマップの更新及び周知 ■ 【全般】 避難情報の迅速な伝達 		



尾張旭市立地適正化計画 概要版

【お問合せ先】 尾張旭市 都市整備部 都市計画課

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1

TEL: 0561-76-8156 E-mail: tokei@city.owariasahi.lg.jp